

議第49号

三島市特別職の職員の給与の特例に関する条例案

(趣旨)

第1条 この条例は、三島市特別職の職員の給与に関する条例（昭和32年三島市条例第18号。以下「特別職の給与条例」という。）の規定に基づき支給される特別職の職員の給料月額の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(給料月額の特例)

第2条 市長及び副市長に支給する給料月額は、令和2年7月1日から同年8月31日までの間、特別職の給与条例別表の規定にかかわらず、同表に定める額から当該額に市長に支給する給料月額にあつては10分の5、副市長に支給する給料月額にあつては10分の1を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、特別職の給与条例第4条の規定に基づく退職手当の額及び特別職の給与条例第5条第1項第2号に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、同表に定める額とする。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

令和2年6月9日提出

三島市長 豊岡 武士